ヤマト科学（株）Shaker SA300修理

仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
☐ 適用	☑ 適用外

1 総則

(1) 疑義

本仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

ア　作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。

イ　各種の試験及び検査に必要な費用。

ウ　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。

エ　官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。

オ　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(4) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア　受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ　受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ　その他必要が生じたとき。

(5) 提出書類

受注者は、次の書類を局職員の指示に従い、提出しなければならない。

ア　着手時

（ア）労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険）　1部

※労働保険料申告書（事業主控）、労働保険料納付書（領収証書）、労働保険料等口座振替結果のお知らせのいずれかでもよい。

イ　完了時

（ア）請求書	1 部
（イ）納品書	1 部
（ウ）検査報告書	1 式
（エ）産業廃棄物関連書類	1 部

(6) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

(7) 産業廃棄物

作業において発生した産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分しなければならない。また、当該廃棄物については、電子マニフェスト又は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）により適正に処理されていることを確かめるとともに局職員に提示しなければならない。

なお、完成図書には受渡確認票又はA票、B2票、D票及びE票の写しを添付することとするが、D票及びE票の返却が完成検査の日までに間に合わない場合は、「マニフェスト提出誓約書」を完成図書に添付し、最終処分が済み次第、速やかにD票及びE票又は受渡確認票の写しを提出しなければならない。

２作業概要

本作業は、水質管理センター水質第１課所有の振とう機（ヤマト科学（株）製 Shaker SA300）１台のDCモニターユニットDMW-90スピードコントローラ付の交換及び動作確認を水質管理センター水質第１課内指定場所（指定場所１又は２）で行うこと。

３納品場所

京都市東山区粟田口華頂町３番地　水質管理センター水質第１課

４完成期限

令和９年３月１２日とする。

５修理作業内容

(1) 装置の点検及び部品交換

モーター、カーボンブラシ、スピードコントロール、キバン１式を部品交換すること。

機能の確認を行い、正常に動作することを確認すること。

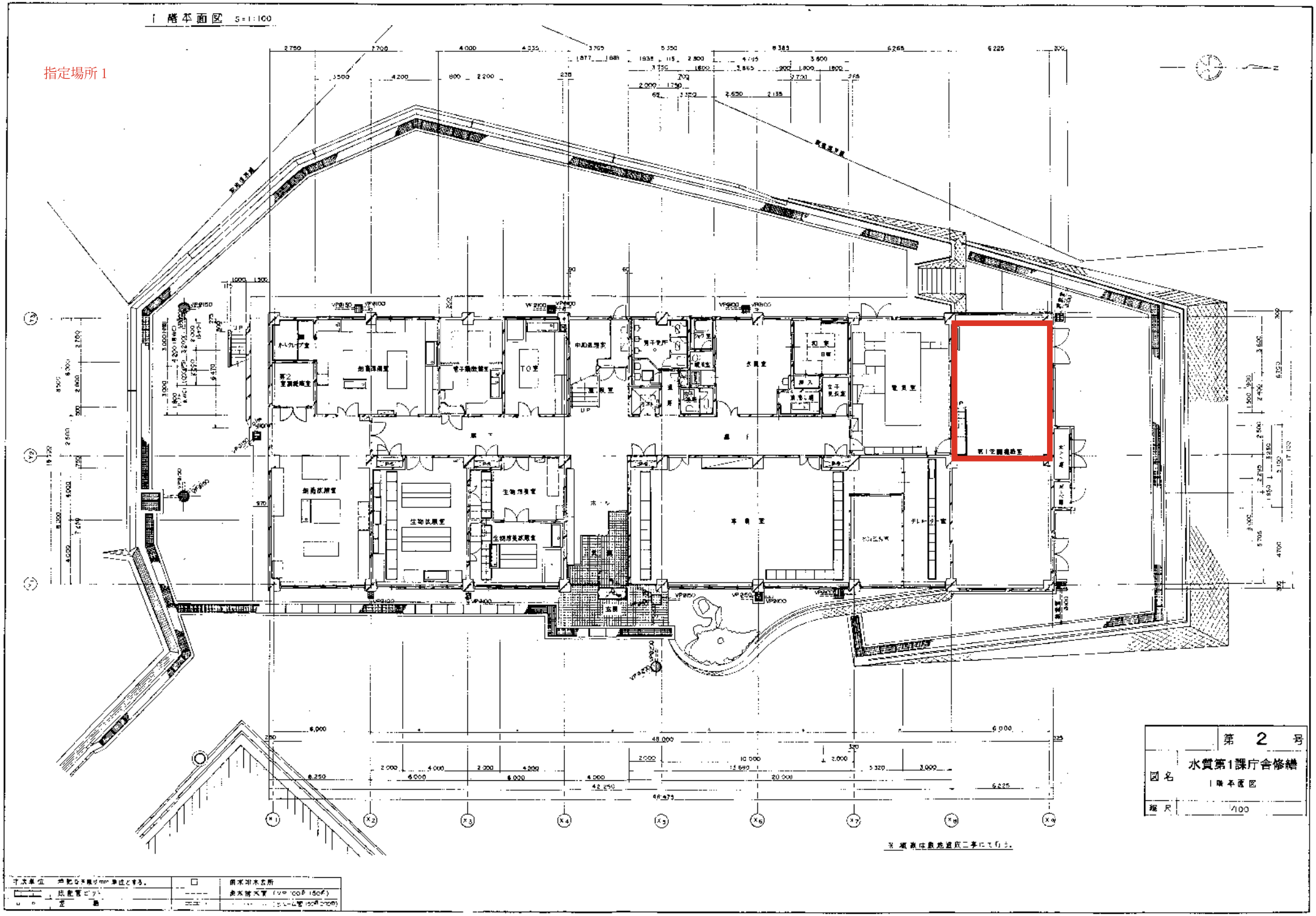
(2) 機能確認

モーター動作、タイマーダイヤル・スピードダイヤル操作

(3) 性能試験

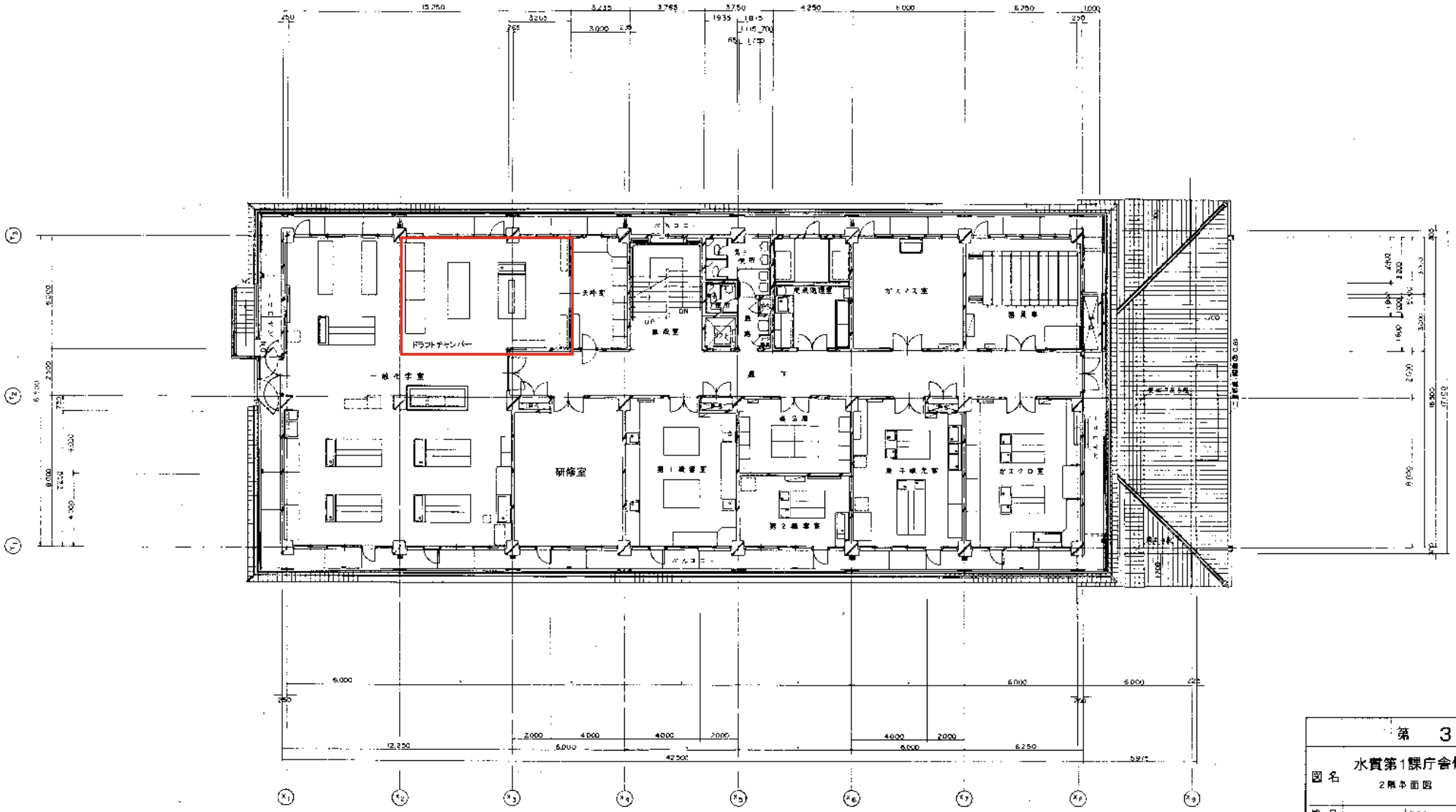
振とう数２０～３００rpmであることの確認を行い、許容差範囲内か確認をすること。

指定場所１


１階平面図 S=1:100
第１空調機械室
第２空調機械室
細菌培養室
電子顕微鏡室
TO室
細菌保存室
生物培養室
生物保存室
生物試験室
生物前処理室
生物前室保存室
玄関
事務室
管理室
第２
水質第１課庁舎修繕
１階平面図
100

指定場所２

２階平面図 S＝1/100



	第　3　号
図名	水質第1課庁舎修繕 ２階平面図
縮尺	1/100